

鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例施行規程（平成23年4月1日上下水道局規程第14号）

最終改正：平成24年3月22日上下水道局規程第2号

改正内容：平成24年3月22日上下水道局規程第2号 [平成25年10月1日]

○鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例施行規程

平成23年4月1日上下水道局規程第14号

改正

平成24年3月22日上下水道局規程第2号

鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例（平成11年鹿野町条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（受益者の土地の面積）

第2条 条例第4条に規定する分担金の額の算定基準となる土地の面積は、土地台帳の面積によるものとする。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めるときは実測、その他の方法によることができる。

（受益者の申告）

第3条 条例第5条に規定する賦課対象区域内に土地を所有する者は、管理者の定める日までに下水道事業受益者申告書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。この場合において、当該土地について、条例第2条ただし書きに規定する地上権等を有する者がある時は当該土地の所有者は地上権等を有するものと連署して提出しなければならない。

2 前項の場合において同一の土地に2人以上の受益者がある時は、代表者を定め、前項の申告書において当該土地の所有者と連署して、これを提出しなければならない。

（分担金の額の通知）

第4条 条例第6条第2項の規定による分担金の額及びその納付期日（以下「納期」という。）等の通知は、下水道事業受益者分担金決定通知書（様式第2号）によるものとする。

2 前項の決定通知書の納期は、分担金賦課公告年度の次年度以降とする。

（分担金の納期等）

第5条 条例第6条第3項の規定による分担金の徴収は、1年をさらに4期に分割して行うものとし、その納期は次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月末まで

第2期 9月1日から同月末まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 3月1日から同月末まで

2 前項の規定により各納期に納付する受益者分担金の額の通知は、下水道事業受益者分担金納入通知書（様式第3号）によるものとする。

（端数計算）

第6条 条例第4条の規定により分担金の額を算定する場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 条例第6条第3項の規定により分担金を分割する場合において、当該分担金額に100円未満の端数があるときは、その端数は最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

3 条例第11条に規定する延滞金を計算する場合において、その計算基礎となる分担金の額に1,000円未満の端数があるとき又はその分担金等の額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の確定額に100円未満の端数があるとき又はその額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

（分担金の一括納付）

第7条 条例第6条第3項ただし書に規定する「一括納付」とは受益者が納期に係る分担金を納付する場合に、当該納期後の全納期に係る分担金をあわせて納付することをいう。ただし、平成12年度第1期分のみ、平成12年5月31日納期を平成12年6月30日とし、計算するものとする。

（一括納付奨励金）

第8条 管理者は、受益者が前条の規定により一括納付をした場合においては、納期前に納付した分担金の100分の0.3に納期前に係る月数（1ヶ月未満の端数がある場合においては、1ヶ月とする。）を乗じて得た額の奨励金を交付する。

2 前項の報奨金に10円未満の端数があるときは、その端数及び報奨金が10円未満のとき、及び条例第8条の規定により減免の対象となる土地に係るものであるときは、これを交付しない。

(過誤納金)

第9条 管理者は、過誤納に係る分担金（以下「過誤納金」という。）があるときは、遅滞なく還付するものとする。ただし、未納の納付金があるときは、過納又は誤納に係る納付金を、未納に係る納付金に充当することができる。

2 管理者は、過誤納金を還付し、又は充当するときは、遅滞なく当該受益者に対し下水道事業受益者分担金過誤納金還付（充当）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(分担金の徵収猶予)

第10条 条例第7条の規定により分担金の徵収猶予を受けようとする者は、納入通知書を受け取った日、又は徵収猶予の理由が発生した日から15日以内に下水道事業受益者分担金徵収猶予申請書（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、下水道事業受益者分担金徵収猶予基準（別表第1）に基づきその適否を決定し、下水道事業受益者分担金徵収猶予決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 条例第7条の規定により、分担金の徵収猶予を受けた者はその理由が消滅したときは、直ちに下水道事業受益者分担金徵収猶予消滅届出書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

(徵収猶予の取消し)

第11条 条例第7条の規定により、徵収猶予を受けた者が財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当ないと認められるときは、管理者は、その猶予を取消し、その猶予に係る分担金を一時に徵収することができる。

2 管理者は前項の規定により、徵収の猶予を取り消したとき、その旨を当該受益者に下水道事業受益者分担金徵収取消し通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(分担金の減免)

第12条 条例第8条の規定による分担金の減免を受けようとする者は、納入通知書を受け取った日、又は減免の理由が発生した日から15日以内に下水道事業受益者分担金減免申請書（様式第9号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、下水道事業受益者分担金減免基準（別表第2）に基づき、その適否を決定し下水道事業分担金減免決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により分担金の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちに下水道事業分担金減免消滅届出書（様式第11号）を管理者に提出しなければならない。

(受益者の変更)

第13条 条例第9条の規定による受益者の変更があったときは、当該変更に係る当事者的一方又は双方が遅滞なく下水道事業受益者変更届（様式第12号）を管理者に提出しなければならない。ただし条例第2条のただし書きに規定する地上権等を有する者が新受益者となるときは、当該土地の所有者と連署して提出しなければならない。

2 管理者は、前項の届けを受理したときは、従前の受益者に対し、下水道事業受益者分担金納付義務消滅通知書（様式第13号）により通知するものとする。

3 第4条及び第5条第2項は新たに受益者となったものが納付すべき分担金の額及び納付期日の通知について準用する。

(納付管理人)

第14条 受益者は、市内に住所、住居、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）を有しないとき又は有しなくなったときは、受益者分担金納付に関する事項を処理させるため、市内に住居する者のうちから納付管理人を定め、遅滞なく下水道事業受益者分担金納付管理人届（様式第14号）を管理者に提出しなければならない。納付管理人を変更し、又は廃止したときもまた同様とする。

(住所の変更)

第15条 受益者又は管理人は、住所等を変更したときは、遅滞なく下水道事業受益者分担金の受益者（納付管理人）住所変更届（様式第15号）を管理者に提出しなければならない。

(不申告等による確認)

第16条 管理者はこの規則に規定する申告、申請又は届出すべき事項について、申告、申請若しくは届出のないとき又はその内容が事実と異なると認めるときにおいては、申告、申請又は届出によらないで認定することができる。

(分担金の繰り上げ徵収)

第17条 管理者は、既に分担金の額の確定した受益者が、次の各号の一に該当する場合においては、納期限前であっても受益者分担金を繰り上げて徵収することができる。

- (1) 受益者の財産につき強制換価手続きが開始されたとき。
- (2) 受益者である法人が解散したとき。
- (3) 受益者の死亡により相続人が限定承認したとき。
- (4) 詐欺その他不正な手段により受益者分担金の徵収を免れ、又は免れようとしたとき。

(督促)

第18条 管理者は、受益者が第5条第1項に定める期日までに受益者分担金を納付しないときは、当該期限後20日以内に督促状（第16号様式）により期限を指定して督促する。ただし、繰り上げ徵収する場合においては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行前に、鹿野町公共下水道事業受益者分担金徴収条例施行規則（平成11年3月26日鹿野町規則第3号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月22日上下水道局規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1 (第10条第2項関係)

下水道事業受益者分担金徴収猶予基準

該当事項	区分	猶予期間
1 条例第7条第1号	田、畠、山林、雑種地、池沼その他これに準ずる土地	宅地として使用するまで、若しくは宅地等として使用できる状況にあると認められるまでの期間
	係争中の土地	受益者が決定するまでの期間
	管理者が、その土地の状況により特に徴収猶予の必要があると認めたとき	管理者が必要と認める期間
2 条例第7条第2号	受益者がその財産につき震災風被害その他災害を受けたとき	2年以内
	盜難に遭ったとき	2年以内
	受益者又は受益者と生計を一つにする親族が長期療養必要となったとき	2年以内
	その他管理者が特に認めた受益者	管理者が必要と認める期間

別表第2 (第12条第2項関係)
下水道事業受益者分担金徴収減免基準

該当事項	対象	減免率 %
1 条例第8条第1号	国公立学校及び幼稚園用地 国公立の社会教育施設用地 国公立の社会福祉施設用地 警察、法務施設用地 国公立の一般庁舎用地 国公立の病院及び診療施設用地 有料の公務員宿舎用地 道路、広場、水路、河川、又は公園用地若しくは予定地	75 75 75 75 50 75 25 100
2 条例第8条第2号	生活保護を受けている者が受益者となる土地	100
3 条例第8条第3号	公衆用道路 消防団施設用地 自治会が所有し又は使用する集会所等の施設 児童福祉法に基づく施設用地（児童更生施設用地は除く） 児童厚生施設用地 老人福祉法、知的障害者福祉法又は身体障害者福祉法に基づく施設用地 社会福祉法に基づく社会福祉法人施設用地 墓地 境内地 上記の他、必要に応じて特に減免の必要があると認められる土地	100 100 75 75 100 75 75 100 50 管理者が認定した率